

4 会計上の見積りの監査(会計上の見積りの「合理性」の判断)【図表3】参照

論文式試験突破にあたって最重要項目の一つです。

まず財務諸表における会計上の見積り項目を具体的にイメージすることが大切です。

資産除去債務、固定資産(のれん含む。)の減損会計等に当てはめながら考えるようにしてください。

そのうえで、まず、企業サイド(財務諸表作成者)がどのように見積りを行うのかを【図表3】で押さえましょう。

(補足)

監査人の会計上の見積りの監査の最終目的は、以下のとおりと覚えてください。

「経営者が、財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づいて**最善の見積り**を行ったか、その**合理性**を確かめること。」

(1) 会計上の見積りとは(短答:C、論文:B)

論文問題集 2-5-21 参照のこと

資産除去債務の計算問題を思い出して、資産除去債務の事例に当てはめてテキストを読みましょう。

＜資産除去債務(ARO)の場合＞

○仮定＝いつ当該資産を撤去するか、いくら撤去費用が発生するか

○データ(≡計算式に対するインプットデータ(入力値))＝撤去費用の金額、無リスク割引率

○見積手法(≡計算式)＝将来の撤去費用/(1+N)^r

また、会計上の見積りでは「見積りの不確実性」、「複雑性」、「主観性」が固有リスク要因になる点要暗記です。

(2) (監査計画立案のための)リスク評価手続とこれに関連する活動(短答:B、論文:B)

論文問題集 2-5-22 参照のこと

リスク評価手続として①のa)b)を理解し、②のバックテストを実施し、③専門家の利用の可否を判断します。

①【図表2】のとおり、3つの項目を理解します。

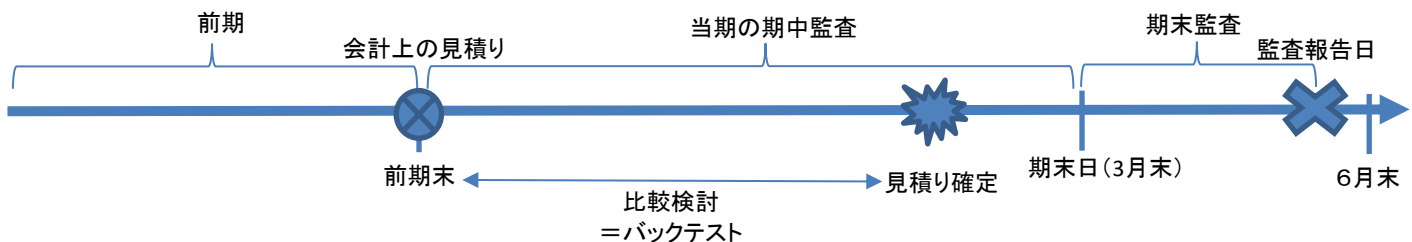
② 実務的に「バックテスト(実績との差異分析)」と呼ばれる手続であり、非常に重要視されているものです(後述[補論])

(目的)過去の振り返りを通じて、企業の見積りプロセスに不備がないかを確認するというものです。

もし多額な差異が生じた場合、もしかすると企業の見積りプロセスに問題がある可能性があるので、

その場合には当年度の重要な虚偽表示リスクは高いと判断することがあります。

判断ポイントは「財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づいて」最善の見積りを行ったかどうかです([補論]参照)。



(例)前期末に400(＝総支給見込額600÷6×4(支給対象期間に対応する当期月数))を引き当てていたが実際の支給は540だった場合、前期末の見積りは本来は360(＝540÷6×4)が適切ではなかったのか、その発生原因は何か、という振り返りをするをいいます。

数名当期に入り退職したことから賞与の総支給額が減少した場合に、その退職が前期末の見積り時点で

・予見できた場合→見積プロセスに課題あり、最善の見積りを行っていない→当期も発生しうる→統制リスクの見直しが必要ではない

・予見できなかった場合→特に見積プロセスに課題なし、最善の見積りを行っている→統制リスクの見直しが必要ではない

③ 当該見積りに専門家の利用が必要かどうかを判断します(専門家については170頁で学習します。)

実務では、弁護士や年金数理人を利用するケースがあります。

[補論]過年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額(短答:A、論文:B)

上記の②の説明も参照及び図を参照。論文での重要性もかなり高い論点です。

(3) 重要な虚偽表示リスクの識別と評価(短答:B、論文:B)

論文問題集 2-5-23 参照のこと

会計上の見積りは、「特別な検討を必要とするリスク」となることが多いです(一般に主観的で複雑で不確実性が高い。)

不確実性の影響の程度とは、要するに、見積りが確定額とぶれる可能性やブレ幅のことをいいます。

今後管理会計や経営学で学習する「ボラティリティ」とイコールであると理解しましょう。

なお、見積りの不確実性が高いものが必ず＝特検リスク、とは限らないのでこの点短答対策として注意です。

これまでの(2)(3)が会計上の見積りに関するリスク評価手続、以下の(4)がリスク対応手続です。

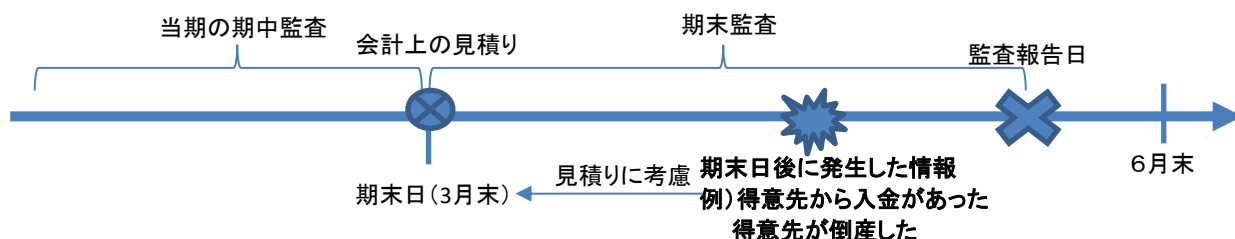
(4) 評価した重要な虚偽表示リスクへの対応(短答:A、論文:A)→実際に行った見積りの合理性の検討です

論文問題集 2-5-24 参照のこと

合理性の検討のためにいずれか一つは必ず実施しなければならない、というのが短答対策上のポイントです。

①～③の個々の内容をイメージすることが論文対策上のポイントです。

・①は修正後発事象のことを意味しますが、詳しくはテキスト234頁a)で学習します。



・②は企業が実際に行った会計上の見積りの見積手法、用いた重要な仮定やデータが適切かを検討することです。監査上はこの②のアプローチをとることが最も多いです。

なお、経営者の見積りの検討に当たっては必ず見積手法、重要な仮定、データが適切かを検討する必要があります。

・③は企業が実際に行った会計上の見積りを検討するために監査人自身が見積りを行って企業の見積りとの比較検討をみるというものです。

なお、合理性の検討のために上記の①～③のいずれか一つは必ず実施しなければならない、ということであり、必ず②をしなければならないという訳ではありません。したがって、テキスト133頁の[補論]の③の意味合いとしては、「もしリスク対応手続のアプローチとして(①～③のうち)②を採用するのであればその見積手法、仮定、データを検討しなければならない」ということです。

[補論]監査人に見積額又は許容範囲の設定(短答:A、論文:B)

①のような例示の状況に当たる場合(例えば、経営者の見積りプロセスに不備がある場合)には、上記のリスク対応手続のアプローチとして(①～③のうち)③を採用することがあります。

許容範囲(合理的と認められる範囲)を設定する場合の留意点や考慮事項が②のa)b)、③です。

通常許容範囲にある個々の金額の裏付けは実務上煩雑であることから右側の図の通り下限と上限を設定します。また、④が実際に経営者の見積額について監査人が設定した見積額又は許容範囲を通じた検討のイメージです。

[例示]会計上の見積りに関する監査人の検討事項(短答:C、論文:B)

これまでのテキストの該当箇所のイメージを掴むために必ず該当箇所に当てはめて読み込みましょう。

また、見積りに関する注記事例について、テキストに貼付しておきましょう。

[参考]経営者の偏向が存在する兆候(短答:B、論文:B)

論文問題集 2-5-25 参照のこと

経営者の偏向とは、会計上の見積りに何らかの偏り(中立性欠如・バイアス)があることをいいます。

そのため、実務では、会計上の見積り項目を個々に検討するだけではなく、総合的にまとめて検討します(※3参照)。

(例)・監査人が行った見積りの許容範囲よりも、経営者の見積りの方がいずれも見積額(費用額)が小さい。

・見積りの結果、いずれの見積計算結果が戻入側に触れ、利益を計上している、など。

(5) 実施した監査手続に基づく総括的評価値(短答:C、論文:C)

①のa)はリスク対応手続の前提となるリスク評価が適切であったかを最終的に振り返るというものです。

①の評価の結果、②のとおり企業の会計上の見積りが合理的か、(合理的ではなく)虚偽表示かを判断します。

[補論]関連当事者の監査(短答:B、論文:B)

論文問題集 2-5-26 参照のこと

(前提①) 関連当事者とは、被監査企業のいわば「身内」であり、自由に取引をしたり無理強いできる関係にある者です。

(前提②) 関連当事者の取引については、重要性がある場合には有報等に注記開示しなければなりません。

実務的には、注記開示の記載漏れが多く、有報の訂正報告書提出事由の常連です。

つまり、①そもそもの関連当事者(の存在)を漏れなく認識すること(存在の「網羅性」)

②当該関連当事者との取引を漏れなく認識し、注記すること(取引及び注記の「網羅性」)が重要です。

また、関連当事者との関係を利用して、不適切な取引(例、売上が足りないので押込販売)をするのも可能です。

そこで、**通常**の取引過程から外れた関連当事者との**重要な**取引は特検リスク(131頁(※2))として識別します。

(参考)(存在や取引等の識別(網羅性の立証)のために想定される主な監査手続)

① 関連当事者の存在、取引、取引内容等に関する質問(経営者ディスカッション含む。)

② 会社の関連当事者の取引の開示に関する内部統制の理解、必要に応じて運用評価手続

③ 株主名簿、法人税等申告書(別表二)、関連当事者との取引を承認(※)した取締役会等の議事録の閲覧

④ 関連当事者との取引に関する契約書等の証憑書類の閲覧、取引条件が他の第三者と同一かどうかの検討

⑤ 関連当事者の開示に関する会計基準等に従い必要事項が正確かつ漏れなく開示されているかどうかの検討

⑥ 経営者確認書の入手(178頁No.4、16)

(※) 会社法上の利益相反取引に該当する可能性があるため。

5 監査上の重要性【図表4】参照

【図表4】を参考に全体を整理しましょう。

論文問題集 2-5-27 参照のこと

前書き

監査の全般(監査計画含む。)にわたって監査リスクと「監査上の重要性」を考慮する必要があります(【図表1】参照)。

→なぜなら、監査の目的は財務諸表における「重要」な虚偽表示を看過しないことにあるからです。

その「重要な」虚偽表示を定義するものが、「監査上の重要性」という関係にあります。

(1) 監査上の重要性とは[監基報320.2](短答:A、論文:A)

金額で定めた重要性(金額的/量的重要性)と、質的な重要性(質的重要性)があり、監査人が専門家として判断します。

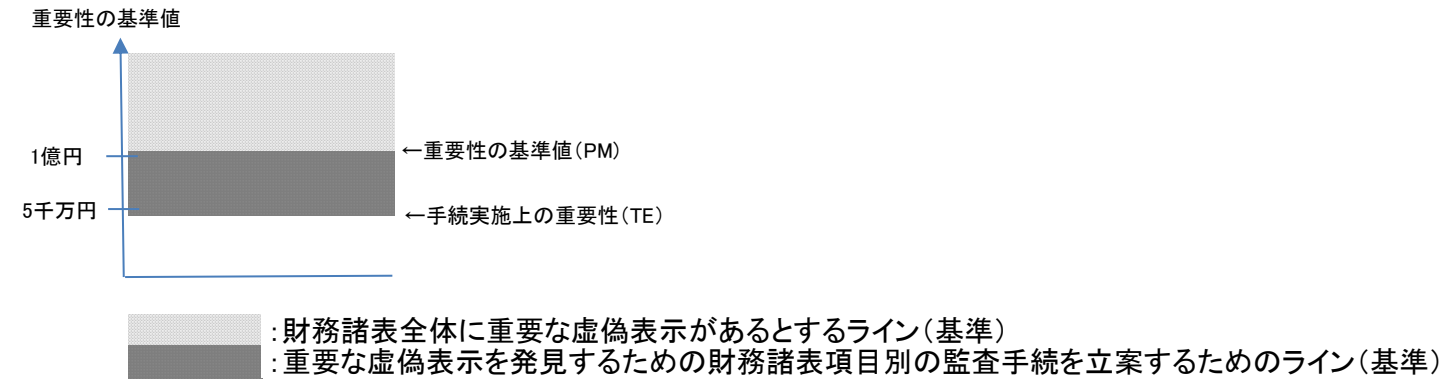
特に、前者の、金額で定めた重要性を「重要性の基準値」(後述(2)参照)といいます、

なお、虚偽表示には「脱漏」(＝注記事項の漏れなど)も含む点も短答対策として押さえておきましょう。

(例) 質的重要性の例(※2) … 虚偽表示の原因(発生状況)が意図的な不正(特に経営者不正)で悪質、
財務諸表の注記(例えば、継続企業の前提に関する事項(GC)の注記)に影響するなど

(2) 監査計画の策定時における重要性の基準値と手続実施上の重要性の決定(短答:A、論文:A)

重要性の基準値(PM)は通常予想税引前当期純利益の5%と定めることが多いです(※1,2より)。
次に、重要性の基準値(PM)>手続実施上の重要性(TE)という関係が成り立ちます。
→なぜTEを設定するのか。
→もしPMが1億円で、1億円を超える虚偽表示(財務諸表の誤り)だけに着目して監査手続を実施してしまうと、発見された虚偽表示を集計したときに1億円を超える虚偽表示を看過してしまう可能性があるからです。
(例)1億円以上の虚偽表示のみに着目すると、6千万円の虚偽表示を看過してしまう。
もし6千万円の虚偽表示が3つあった場合、1億8千万円の虚偽表示となりPMを超えてしまう。
→より小さな虚偽表示を発見できるよう、監査計画上監査手続段階で考慮するより小さな重要性としてTEを設定します。



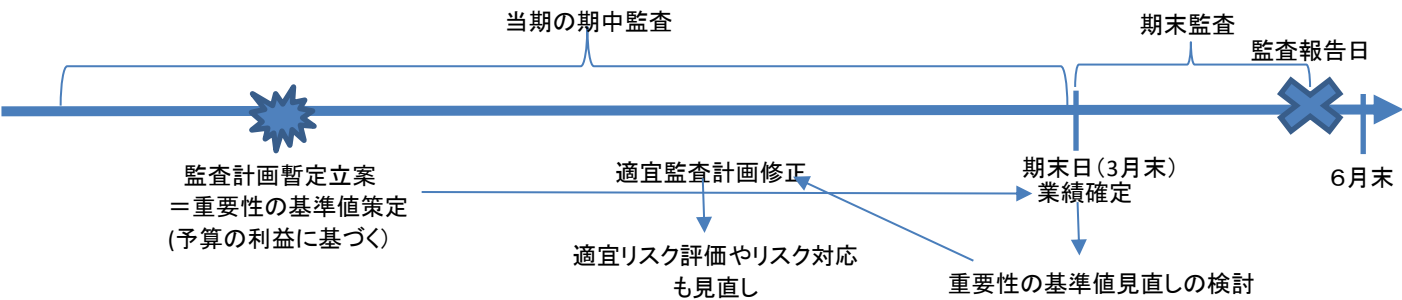
9行目の「リスク対応手続」の下に(重要なあるいは重要性のある取引種類等に対する実証手続)と補足ください。

[補論]手続実施上の重要性を設定する理由(短答:B、論文:B)

上記の説明のとおりです。

(3) 監査の進捗に伴う改訂(短答:B、論文:B)

重要性の基準値の改訂イメージは次のとおりです。



(3) (監査の実施途中(ほぼ最終)に)識別した虚偽表示の集計及び検討(短答:A、論文:B)

論文問題集 2-5-28 参照のこと

監査の過程で発見した虚偽表示はすべて集計しなければなりませんが、この虚偽表示には、明らかに僅少(些細)なものは除きます【図表4】のE)。これを除き集計したものを、「集計した虚偽表示」といいます。
この「集計した虚偽表示」は経営者に報告され、修正するよう指導されることになります(指導的機能の発揮)。
つまり、この明らかに僅少(些細)なものは、報告対象、修正指導の対象から除かれる結果となります。
そして、修正指導された「集計した虚偽表示」のうち、修正されなかったものが(5)の「未修正の虚偽表示」です。
(修正の指導的機能は強制できない(33頁)→未修正の虚偽表示という考えがある、ということです。)

[例示] 監査上の重要性の設定(短答:C、論文:C)

【図表4】とあわせてイメージを掴んでおきましょう。

(5)((監査手続実施後の)意見の形成段階)未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価(短答:B、論文:C)

論文問題集 2-5-28 参照のこと

最終的に未修正の虚偽表示を個別に又は集計して「財務諸表全体」にとって重要であるかどうかを判断する点、金額だけではなく内容や発生状況や原因(①)、質的重要性を考慮する点、過年度の未修正の虚偽表示(②)や、推定([補論])による虚偽表示も集計する点、監査役等に報告される(146頁※2)が短答対策として重要です。

[補論] 重要性の基準値と虚偽表示の重要性判断(短答:A、論文:B)

虚偽表示が重要であるかどうかは重要性の基準値と照らして判断されますが、機械的ではなく、監査を行った監査人の職業的専門家の判断によって最終決定されるという点を知っておいてください。

[補論] 集計した虚偽表示の区分(短答:B、論文:C)

虚偽表示の区分には3種類あるということをおきましょう。